

議第34号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表医療法の項中

第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	21,600	を
第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	49,200	に,
第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	21,600	
第27条の規定に基づく診療所の検査	26,400	を
第27条の規定に基づく病院の検査	51,600	に改め,
第27条の規定に基づく診療所の検査	26,400	

同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の

項中

第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	13,200
--------------------------------------	--------

を

第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	13,200
第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	34,800
第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	13,200

に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の項中「医薬品の販売業」の右に「及び高度管理医療機器等の販売業又は貸与業」を加え、同表動物の愛護及び管理に関する法律の項中

「2,000」を「6,000」に、「2,000円。」を「6,000円。」に、「10ご

とに2,000円」を「10ごとに6,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 提案理由

医療法の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。